

東羽衣こども園子育て支援センター

☎(262)0920 FAX(262)0940

ランチ体験

- 【日時】 6月21日(木)10:00~11:30
 【対象】 1歳半~就学前の幼児と保護者
 【募集】 10組(先着順)
 【献立】 肉団子と春雨のスープ、かぼちゃのサラダ 他
 【参加費】 親子で300円(子ども2人目から100円追加)
 【申込】 6月14日から電話または直接来園にて申込

浜寺幼稚園

☎(261)0097 FAX(261)5001

プレイルーム「ノッポ筆であそぼう」

- 【日時】 6月26日(火)11:00~12:00
 【対象】 2歳以上の幼児と保護者
 【募集】 15組
 【参加費】 100円(材料費・保険料を含む)
 【申込】 前日までに電話申込

取石南こども園

☎(275)0888 FAX(275)0778

ひまわりサークル

- 【日時】 6月14日「室内で運動用具で遊ぼう」
 21日「小麦粉粘土で遊ぼう」
 28日「七夕の制作あそび・七夕のお話」
 いずれも木曜日の10:00~11:00
 【対象】 0歳~就学前の乳幼児と保護者
 【募集】 いずれも15組(先着順)
 【参加費】 21日のみ100円、その他は無料
 ※今年度は保険料の徴収はありません。
 【申込】 いずれも2日前までに電話申込

綾園保育所子育て支援センター

☎・FAX(263)2477

おもちゃの講座

- 【日時】 6月22日(金)10:00~11:30
 【場所】 市役所(別館3階)
 【対象】 就学前の乳幼児と保護者及び関心のある方
 【講師】 野路智美さん(認定NPO法人グッドトイ
 委員会認定おもちゃコンサルタント)
 【申込】 当日直接会場へ

加茂幼稚園

☎・FAX(263)6686

加茂幼まつりに参加しよう!

- 【日時】 6月13日(水)10:00~11:15(雨天決行)
 【対象】 1~3歳の幼児と保護者
 【内容】 保護者によるお店めぐりや昔あそび
 【申込】 当日直接加茂幼稚園へ

取石認定こども園

☎(272)8188 FAX(272)8288

乳幼児健康保健教室

- 【日時】 6月27日(水)10:30~11:30
 【対象】 1ヶ月~就学前の乳幼児と保護者
 【参加費】 無料
 【申込】 6月22日までに電話申込

南海愛児園子育て支援センター

☎・FAX(265)3210

運動遊び

- 【日時】 6月15日(金)10:00~11:00
 【対象】 1歳半以上の幼児と保護者
 【募集】 15組
 【参加費】 無料
 【申込】 前日までに電話申込

加茂保育園

☎(242)7688 FAX(242)7689

園庭遊び

- 【日時】 6月15日(金)10:00~11:00
 【対象】 就学前の乳幼児と保護者
 【参加費】 無料
 【申込】 当日直接加茂保育園へ

たかいし保育園

☎(261)0944 FAX(269)4490

どろんこになってあそぼう!

- 【日時】 6月13日(水)10:30~11:30
 【対象】 就学前の乳幼児と保護者
 【申込】 前日までに電話申込

子育て・ナビ

あなたの
子育てを
応援します!

◆子育て支援課 ☎(275)6359 ◆こども家庭課 ☎(275)6349

児童手当の現況届をお忘れなく

現在、児童手当を受給されている方に対して受給要件確認のための現況届を6月上旬に送付します。現況届が届きましたら、記入・押印のうえ必要書類を添えて、6月29日までにこども家庭課へ持参、または郵送してください。現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当の支払いを差し止めますので、ご注意ください。

【問合先】こども家庭課

こども医療費助成の対象拡充

6月からこども医療費助成の対象が「中学3年生(中学校卒業)まで」拡充されました。

医療費の助成を受けるためには、「医療証」が必要です。対象となる子どもがいる世帯には申請書を送付しています。申請がまだの場合は、必ず申請してください。

※申請時に、対象の子どもが加入している健康保険証が必要です。

【問合先】こども家庭課

私立幼稚園保育料の補助

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園(市内の私立幼稚園は全て移行済)に通う幼稚園児のいるご家庭に対し、所得状況に応じて保育料を補助します。申込は私立幼稚園から配付される申請書を通園している幼稚園へ提出してください。

階層	対象世帯	補助限度額(年間)		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
	ひとり親世帯等	308,000円	308,000円	308,000円
2	市県民税課税世帯または市県民税所得割が非課税(均等割のみ)となる世帯(年収約270万円未満相当)	272,000円	308,000円	308,000円
	ひとり親世帯等	272,000円	308,000円	308,000円
3	市県民税所得割が77,100円以下の世帯(年収約360万円未満相当)	187,200円	247,000円	308,000円
4	市県民税所得割が211,200円以下の世帯(年収約680万円未満相当)	62,200円	185,000円	308,000円
5	上記以外の世帯	—	154,000円	308,000円

※所得状況については、平成30年度の市町村民税課税額で判定します。

※年収は、夫婦(片働き)と子ども2人の世帯の場合の金額であり、おおまかな目安です。

※世帯構成員中、2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。

※通園児童を第何子が決定するに当たり、算定対象となる子どもの範囲は次のとおりとします。①第1～第3階層までの世帯については、生計を一にする子ども(年齢制限なし)を算定対象の範囲とします。②第4・第5階層の世帯については、従来のおり小学3年生の兄・姉までを算定対象の範囲とします。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)がいる世帯等です。

※年度途中での入・退園や住所変更があった場合は、補助限度額を減額して適用します。

※保護者が実際に支払った入園料・保育料の合算が限度額を下回った場合は、当該支払額を限度額とします。

【問合先】子育て支援課